

貸付事業の申込み締切時期等のお知らせ

～返済計画をきちんと立てて、無理なく確実に返済を！～

普通・住宅・災害・在宅介護対応住宅・特別（医療・入学・修学・結婚・葬祭）・高額医療貸付・出産貸付の申込みは、下記の申込みの締切時期等に所定の事項を記入のうえ、理事長が別に定める書類を添付して各所属所の共済事務担当課へ提出してください。

各貸付申込書は、所属所を經由して当共済組合へ送付していただくことになります。

なお、各貸付けに関する、申込み時期や限度額等につきましては、別に配布しています「平成23年度版 共済組合ミニガイド」をご覧ください。

1 貸付申込締切日・決定日及び交付日

下表の貸付申込み締切日は、共済組合の締切日です。

なお、共済組合への送付等の関係上、所属所における締切日が異なりますのでご注意ください。

貸付けの種類	貸付申込締切日	貸付決定日	貸付金の交付日
普通貸付	貸付決定日の前日	毎月 1日	貸付決定日が1日の場合 ・・・当月25日
災害貸付			
特別 医療		毎月 15日	貸付決定日が15日の場合 ・・・翌月10日
入学			
修学 結婚 葬祭			
住宅貸付	貸付決定月の前月25日	毎月 1日	当月 25日
高額医療貸付	随時	随時	随時
出産貸付	随時	随時	随時

※貸付け申込み締切日及び交付日が休日の場合はその前日とし、貸付決定日が休日の場合はその翌日。

2 団体信用生命保険事業（だんしん）の加入申し込みについて

ア. だんしん

共済組合の貸付金を借り受けている方が、その貸付金の償還中に、万一、死亡もしくは高度障害となった場合、その貸付金の債務残高を保険金で相殺することで、本人やその家族のために退職手当等の財産を確保することを目的とした保険制度です。

イ. 債務返済支援保険

アのだんしんに加入されている方で、共済組合の貸付金を借り受けている方が、その貸付金の償還中に、万一、病気やケガでやむなく長期間休まれた場合に、休まっている間、貸付償還金相当額の保険金をご本人に支払われる（30日間の免責期間経過後も引き続き休職している場合、最長3年間）ことで、貸付金の償還を気にすることなく安心して治療・療養に専念できることを目的とした保険制度です。

ウ. 団体信用生命保険事業への申込み時期

だんしんの加入資格を満たしている方で、だんしん加入をご希望される場合は、各種貸付け（高額医療貸付・出産貸付を除く）を申し込む際に団体信用生命保険加入申込書によりお申し込みください。

「日本貸金業協会ホームページ」・ 「消費行動診断・家計管理診断」のリンクについて

当共済組合において、破産・民事再生等で貸付事故となる方の大多数が、消費者金融等の貸金業者からの借入れがある多重債務者であり、複数の業者からの借入れや、繰り返しの借入れを行っている方が多く見受けられます。貸金業者の中には、超高金利の貸付けや詐欺まがいの行為により貸付けを行っている悪質な業者も存在しており、これらの存在を知っておくことで、悪質な業者からの借り入れの防止となります。

日本貸金業協会では、同協会ホームページにおいて、悪質業者及び相談窓口に関するページ、また、消費者行動診断や家計管理診断等ができるコーナーも設けられており、借入れの際の自己診断に役立てることができます。

当共済組合ホームページのトップページ（裏表紙参照）より、「日本貸金業協会ホームページ」及び「消費行動診断・家計管理診断」にリンクするバナーを設けましたので、ぜひご利用ください。